

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許 認 可 等 の 内 容		受給資格証の再交付
根 拠 法 令 及 び 条 項		新座市こども医療費支給に関する条例施行規則第4条第3項 (受給資格証の交付等) 第4条 [略] 2 [略] 3 こども医療費受給資格証を破損し、又は亡失したときは、こども医療費受給資格証再交付申請書を市長に提出し、再交付を受けなければならない。 4 [略]
所 管 部 課 係 名		こども未来部こども支援課こども給付係
審	関 係 条 項	新座市こども医療費支給に関する条例 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 「こども」とは、保護者の被扶養者で、市内に住所を有し満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。ただし、婚姻している者及び婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を除く。 (2) 「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、市内に住所を有しこどもを現に監護する主たる生計維持者をいう。 (3)・(4) [略] (支給対象) 第3条 この条例に定める医療費の支給の対象とする者は、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被扶養者であるこども(以下「対象のこども」という。)の保護者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者の保護者を除く。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者 (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者 (3) 法令による措置により児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設その他の施設等に入所した者であつて、当該法令に基づきその者に係る国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者その他これに準じる者が負担すべき額の全額を国又は地方公共団体において負担しているもの (4) 新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例(昭和58年新座市条例第2号)に基づく医療費支給事業により医療費の支給を受けることができる者 (5) 新座市ひとり親家庭等医療費支給条例(平成4年新座市条例第19号)に基づく医療費支給事業
査		
基		
準		

		により医療費の支給を受けることができる者 (6) 他の地方公共団体が実施する医療費支給事業により医療費の支給を受けることができる者 2 前項本文の規定にかかわらず、対象のこどもがその主たる生計維持者である親権を行う者、未成年後見人その他の者と同居していない場合であって市長が必要と認めるときは、当該対象のこどもと同居し、現に監護する親権を行う者、未成年後見人その他の者を保護者とみなし、この条例に定める医療費の支給の対象とすることができる。
	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (規則の規定で言い尽くされているため)
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成11年7月1日設定(令和6年4月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日
	設 定 等 年 月 日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)